

医第1640-2号  
令和8年3月31日

保健所設置市保健所長 様

医療整備課長

医療法施行細則の一部を改正する規則の公布について（通知）

「医療法施行細則の一部を改正する規則」（令和8年埼玉県規則第38号）が、令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されます。

改正の主な内容は下記のとおりですので御了知くださるとともに貴所管内の医療機関へ周知をお願いします。

なお、一般社団法人埼玉県医師会長、一般社団法人埼玉県歯科医師会長に別途通知したことを申し添えます。

記

1 改正の主な内容

- (1) 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う改正（令和7年厚生労働省令第21号）
- (2) 医療法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第66号）、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第46号）  
※別紙医療法施行細則一部改正の概要のとおり

2 新旧対照表

別添のとおり

3 施行日

令和8年4月1日

4 その他

改正後の様式は県ホームページで御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/onrainsinryoujyusinsisetu.html>

担 当：医務担当 中野

電 話：048-830-3539

メール：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

## 医療法施行細則一部改正の概要

- (1) 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う改正（令和7年厚生労働省令第21号）

### ○ 改正経緯

- ・医療法においては、非密封性放射性同位元素を用いる医療機器（以下「診療用放射性同位元素使用器具」という。）は医療法で規定されていなかったが、診療用放射性同位元素使用器具を用いた治療法の治験が予定されていることから、診療用放射性同位元素使用器具の使用を可能とするため、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第21号）が令和7年3月25日に施行された。
- ・改正後の医療法施行規則において、都道府県知事に届け出なければならない事項として診療用放射性同位元素使用器具を備えようとする場合（備えている場合の翌年における使用予定及び廃止後の措置含む）が追加されたため、医療法施行細則において届出様式を定める。

### ○ 主な改正点

- ・診療用放射性同位元素使用器具設置届、使用予定届及び廃止後の措置届の様式を定める（届出事項が診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素と類似しているため、既存の様式を改正する）

様式番号	改正前	改正後
様式第33号	診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届	診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届
様式第34号	診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用予定届	診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用予定届
様式第37号	診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措置届	診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措置届

- ・各様式の改正に伴い、第1条第2項第15号、16号及び第19号にそれぞれ「届出の根拠法令及び届出の名称」を追加する。

- (2) 医療法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第66号）、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第46号）

○ 改正経緯

- ・オンライン診療については、これまで「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等により実施が図られていたが、オンライン診療の手続きに関する規定及びオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備するため医療法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第66号）、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第46号）が令和8年4月1日付けで施行される。
- ・改正後の医療法施行令及び施行規則において、都道府県知事に届け出なければならない事項としてオンライン診療を行う医療機関及びオンライン診療受診施設の設置に関する届出等が新たに追加されたため、医療法施行細則において届出様式を定める。

○ 主な改正点

- ・オンライン診療に関連して、以下5点の様式を新たに定める。

様式番号	改正前
様式第5号の2	オンライン診療受診施設届出書
様式第7号の2	オンライン診療受診施設休止・再会届出書
様式第7号の3	オンライン診療受診施設廃止届出書
様式第9号	オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届出書
様式第15号の2	オンライン診療受診施設設置届出事項変更届

- ・様式第5号、14号、16号、17号、18号に関して、それぞれオンライン診療の実施に係る項目を追加する。

- ・各様式の追加に伴い、第1条第5の2項、7の2項、7の3項、9項、15の2項を追加し、「届出の根拠法令及び届出の名称」を追加する。また、医療法改正に伴う条項にあわせて第1条第5項の「届出の根拠法令」を修正する。

- ・様式第14号の文言を一部修正する。

改正案	現 行
<p>医療法施行細則</p> <p>(様式)</p> <p>第一条 次の各号に掲げる申請及び届出は、当該各号に定める様式の書類を提出して行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 法<u>第八条第一項</u>の診療所又は助産所の開設の届出 様式第五号</p> <p><u>五の二 法第八条第二項のオンライン診療受診施設の設置の届出 様式第五号の二</u></p> <p>六・七 (略)</p> <p><u>七の二 法第八条の二第二項のオンライン診療受診施設の休止又は再開の届出 様式第七号の二</u></p> <p><u>七の三 法第九条第一項のオンライン診療受診施設の廃止の届出 様式第七号の三</u></p> <p>八 (略)</p> <p><u>九 法第九条第二項のオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出 様式第九号</u></p> <p>十～十五 (略)</p> <p><u>十五の二 令第四条第四項のオンライン診療受診施設の設置届出事項変更の届出 様式第十五号の二</u></p> <p>十六～十九 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p>十五 規則<u>第二十七条の三第一項の診療用放射性同位元素使用器具又は規則第二十八条第一項の診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の設置届</u> 様式第三十三号</p> <p>十六 規則<u>第二十七条の三第二項の診療用放射性同位元素使用器具又は規</u></p>	<p>医療法施行細則</p> <p>(様式)</p> <p>第一条 次の各号に掲げる申請及び届出は、当該各号に定める様式の書類を提出して行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 法<u>第八条</u>の診療所又は助産所の開設の届出 様式第五号</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>六・七 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>八 (略)</p> <p><u>九 削除</u></p> <p>十～十五 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>十六～十九 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十四 (略)</p> <p>十五 規則<u>第二十八条第一項</u>の診療用放射性同位元素<u>又は</u>陽電子断層撮影診療用放射性同位元素<u>設置届</u> 様式第三十三号</p> <p>十六 規則<u>第二十八条第二項</u>の診療用放射性同位元素<u>又は</u>陽電子断層撮影</p>

改正案	現 行
<p><u>則第二十八条第二項</u>の診療用放射性同位元素<u>若しくは</u>陽電子断層撮影 診療用放射性同位元素<u>の使用予定届</u> 様式第三十四号</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>十九 規則第二十九条第三項の<u>診療用放射性同位元素使用器具</u>、診療用放 射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措 置届 様式第三十七号</p> <p>第二条～第四条 (略)</p> <p>様式第一号～様式第四号 (略)</p>	<p>診療用放射性同位元素<u>使用予定届</u> 様式第三十四号</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>十九 規則第二十九条第三項の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影 診療用放射性同位元素の廃止後の措置届 様式第三十七号</p> <p>第二条～第四条 (略)</p> <p>様式第一号～様式第四号 (略)</p>

改正案

現行

様式第5号（第1条関係）

様式第5号（第1条関係）

年 月 日	
(宛先) 保健所長	
住 所 氏 名 電話番号	
診療所・助産所開設届	
次のとおり、医療法第8条第1項の規定により届け出ます。	
名 称	
開 設 の 場 所	電話番号          ファクシミリ番号
診 療 科 目	
診 療 所	開設者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨
	開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときは、その旨
助 産 所	開設者が現に助産所を開設し、若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務するものであるときは、その旨
	開設者が同時に2以上の助産所を開設しようとするものであるときは、その旨
敷 地 面 積	㎡
建物の構造及び医療機関部分の面積	鉄骨又は鉄筋コンクリート 木造 その他 ( ) 階建ての 階部分(自己所有・借家) ㎡
敷地の平面図 建物の構造概要及び平面図 } (別 紙)	
オンライン診療の有無	有 ・ 無

年 月 日	
(宛先) 保健所長	
住 所 氏 名 電話番号	
診療所・助産所開設届	
次のとおり、医療法第8条の規定により届け出ます。	
名 称	
開 設 の 場 所	電話番号          ファクシミリ番号
診 療 科 目	
診 療 所	開設者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨
	開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときは、その旨
助 産 所	開設者が現に助産所を開設し、若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務するものであるときは、その旨
	開設者が同時に2以上の助産所を開設しようとするものであるときは、その旨
敷 地 面 積	㎡
建物の構造及び医療機関部分の面積	鉄骨又は鉄筋コンクリート 木造 その他 ( ) 階建ての 階部分(自己所有・借家) ㎡
敷地の平面図 建物の構造概要及び平面図 } (別 紙)	

改正案

現行

様式第5号の2 (第1条関係)

(新設)

オンライン診療受診施設設置届出書

年 月 日

(宛先)  
保健所長

設置者 住所 〒

電話番号

氏名  
(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

施設の名 称	
設置の場 所	〒  電話番号
敷地の面積及び平面図	(別紙の添付でも可)
建物の構造概要及び平面図	(別紙の添付でも可)
(法人の場合) 定款、寄附行為又は条例	
(法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先	電話番号
設置年 月 日	

(備考)

- 車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。
- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
  - ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
  - ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種、車名及び自動車登録番号又は車両番号を記載すること。

改正案

現行

様式第6号・第7号 (略)

様式第7号の2 (第1条関係)

オンライン診療受診施設休止・再開届出書

年 月 日

(宛先)

保健所長

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を 休止 ・ 再開 したので、医療法第8条の2第2項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話番号
休 止 ・ 再 開 年 月 日	
休 止 の 場 合	再 開 予 定 年 月 日
	理 由

様式第6号・第7号 (略)

(新設)

改正案

現行

様式第7号の3 (第1条関係)

(新設)

オンライン診療受診施設廃止届出書

年 月 日

(宛先)  
保健所長

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話番号
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	

様式第8号 (略)

様式第8号 (略)

改正案

現行

様式第9号 (第1条関係)

様式第9号 削除

オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届出書

年 月 日

(宛先)  
保健所長

届出義務者 住所 〒

電話番号

設置者との続柄

氏名

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が死亡した・失踪の宣告を受けたので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

設置者	住 所	
	氏 名	
オンライン診療受診施設の名称		
設 置 の 場 所		
死亡・失踪の宣告 年月日		

様式第10号～様式第13号 (略)

様式第10号～様式第13号 (略)

改正案

現行

様式第14号（第1条関係）

様式第14号（第1条関係）

年 月 日
(宛先) 保健所長
開設者 住 所 氏 名 電話番号
診療所開設届出事項変更届
次のとおり、医療法施行令第4条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日
(宛先) 保健所長
開設者 住 所 氏 名 電話番号
診療所開設届出事項変更届
次のとおり、医療法施行令第4条第3項の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	電話番号                      ファクシミリ番号
開 設 年 月 日	年      月      日

名 称	
所 在 地	電話番号                      ファクシミリ番号
開 設 年 月 日	年      月      日

変更事項（該当事項を○で囲むこと。）	1 開設者の住所及び氏名
	2 名 称
	3 開設場所
	4 診療科目
	5 開設者が、現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨
	6 開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設したものであるときは、その旨
	7 医師、 <u>歯科</u> 医師、薬剤師、看護師等従業者の定員

変更事項（該当事項を○で囲むこと。）	1 開設者の住所及び氏名
	2 名 称
	3 開設場所
	4 診療科目
	5 開設者が、現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨
	6 開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設したものであるときは、その旨
	7 医師 <u>又は</u> 歯科医師、薬剤師、 <u>助産師</u> 、看護師等従業者の定員

改正案

現行

変更事項 (該当事項を○で囲むこと。)	8 敷地の面積及び平面図
	9 建物の構造概要及び平面図
	10 歯科技工室の構造設備の概要
	11 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
	12 管理者の住所及び氏名
	13 診療に従事する医師 <u>又は</u> 歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間
	14 <u>薬剤師の氏名</u>
	15 <u>オンライン診療の有無</u>
変更年月日	年 月 日
変更理由	

変更事項 (該当事項を○で囲むこと。)	8 敷地の面積及び平面図
	9 建物の構造概要及び平面図
	10 歯科技工室の構造設備の概要
	11 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
	12 管理者の住所及び氏名
	13 診療に従事する医師 <u>若しくは</u> 歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間
	14 薬剤師、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、栄養士・管理栄養士、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士の氏名
変更年月日	年 月 日
変更理由	

改正案

現行

変 更 前	
変 更 後	

変 更 前	
変 更 後	

- 備考1 変更事項が8～11に該当する場合は、平面図を添付すること。  
 2 変更事項が12又は13に該当する管理者、医師及び歯科医師については、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

- 備考1 変更事項が8～11に該当する場合は、平面図を添付すること。  
 2 変更事項が12～14に該当する管理者、医師、歯科医師及び助産師については、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

様式第15号 (略)

様式第15号 (略)

様式第15号の2 (第1条関係)

(新設)

	年 月 日
(宛先)	保健所長
	設置者 住 所 氏 名 電話番号
オンライン診療受診施設設置届出事項変更届	
次のとおり、医療法施行令第4条第4項の規定により届け出ます。	
施設 の 名 称	
設 置 の 場 所	〒 <span style="margin-left: 100px;">電話番号</span>
設 置 年 月 日	年 月 日
変更事項 (該当事項を○で囲むこと)	1 設置者の住所及び氏名
	2 施設の名称
	3 設置の場所
	4 敷地の面積及び平面図 (別紙の添付でも可)
	5 建物の構造概要及び平面図 (別紙の添付でも可)
	6 (法人の場合) 定款、寄附行為又は条例
	7 (法人の場合) 管理・運営責任者の氏名・連絡先

改正案

現行

変更年月日	年 月 日
変更理由	
変更前	

改正案

現 行

変  
更  
後

- 備考 1 変更事項が4又は5に該当する場合は、平面図を添付すること。  
2 変更事項が6に該当する場合は、定款、寄附行為又は条例を添付すること。

改正案

現行

様式第16号（第1条関係）

様式第16号（第1条関係）

年 月 日				
(宛先) 保健所長				
開設者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） 電話番号				
病 院 開 設 届				
次のとおり、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。				
名 称				
所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号		
開 設 年 月 日				
管 理 者	住 所			
	氏 名			
オンライン診療の有無	有 ・ 無			
診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間				
氏 名	職 (診療担当科名)	診 療 日	診 療 時 間	雇 用 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

年 月 日				
(宛先) 保健所長				
開設者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） 電話番号				
病 院 開 設 届				
次のとおり、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。				
名 称				
所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号		
開 設 年 月 日				
管 理 者	住 所			
	氏 名			
診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間				
氏 名	職 (診療担当科名)	診 療 日	診 療 時 間	雇 用 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

改正案

氏名	職名 (診療担当科名)	診療日	診療時間	雇用年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
勤務する薬剤師				
氏名	職名	免許登録日 年 月 日	登録地、番号	摘要

備考 医師及び歯科医師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

現行

氏名	職名 (診療担当科名)	診療日	診療時間	雇用年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
勤務する薬剤師				
氏名	職名	免許登録日 年 月 日	登録地、番号	摘要

備考 医師及び歯科医師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

改正案

現行

様式第17号（第1条関係）

様式第17号（第1条関係）

年 月 日				
(宛先) 保健所長				
開設者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名） 電話番号				
診療所・助産所開設届				
次のとおり、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。				
名 称				
所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号		
開 設 年 月 日	年 月 日			
管 理 者	住 所			
	氏 名			
オンライン診療の有無		有 ・ 無		
診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間				
氏 名	職名（診療科名）	診療日	診療時間	雇 用 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託医師の住所及び氏名				
住 所	氏 名	診 療 科 名		

年 月 日				
(宛先) 保健所長				
開設者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名） 電話番号				
診療所・助産所開設届				
次のとおり、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。				
名 称				
所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号		
開 設 年 月 日	年 月 日			
管 理 者	住 所			
	氏 名			
診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間				
氏 名	職名（診療科名）	診療日	診療時間	雇 用 年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託医師の住所及び氏名				
住 所	氏 名	診 療 科 名		

改正案

分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託する病院又は診療所の住所及び名称				
住 所		名 称		
助産所にあつては助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間				
氏 名	勤 務 日	勤 務 時 間	摘 要	
勤 務 する 薬 剤 師				
氏 名	職 名	免 許 登 録 年 月 日	登 録 地、番 号	摘 要
出張のみによってその業務に従事する助産師（助産を行う者に限る。）にあつては、妊婦等の異常に対応する産科又は産婦人科及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の住所及び名称				
住 所		名 称		

- 備考1 医師、歯科医師及び助産師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。  
 2 助産所の嘱託医師及び嘱託医療機関の記載に当たつては、嘱託した旨の書類を添付すること。

現 行

分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託する病院又は診療所の住所及び名称				
住 所		名 称		
助産所にあつては助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間				
氏 名	勤 務 日	勤 務 時 間	摘 要	
勤 務 する 薬 剤 師				
氏 名	職 名	免 許 登 録 年 月 日	登 録 地、番 号	摘 要
出張のみによってその業務に従事する助産師（助産を行う者に限る。）にあつては、妊婦等の異常に対応する産科又は産婦人科及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の住所及び名称				
住 所		名 称		

- 備考1 医師、歯科医師及び助産師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。  
 2 助産所の嘱託医師及び嘱託医療機関の記載にあつては、嘱託した旨の書類を添付すること。

改正案

現 行

様式第 1 8 号 (第 1 条関係)

様式第 1 8 号 (第 1 条関係)

年 月 日
(宛先) 保健所長
開設者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名) 電話番号
病院 (診療所・助産所) 開設届出事項変更届
次のとおり、医療法施行令第 4 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	電話番号 ファクシミリ番号
開 設 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 (該当事項を○ で囲むこと。)	1 管理者の住所及び氏名
	2 分べんを取り扱う助産所の嘱託医師の住所及び氏名又は嘱託医療機関の住所及び名称 (嘱託した旨の書類を含む。)
	3 出張のみによってその業務に従事する助産師 (助産を行う者に限る。)にあつては、妊婦等の異常に対応する産科又は産婦人科及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の住所及び名称
	4 オンライン診療の有無
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

年 月 日
(宛先) 保健所長
開設者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名) 電話番号
病院 (診療所・助産所) 開設届出事項変更届
次のとおり、医療法施行令第 4 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	電話番号 ファクシミリ番号
開 設 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 (該当事項を○ で囲むこと。)	1 管理者の住所及び氏名
	2 分べんを取り扱う助産所の嘱託医師の住所及び氏名又は嘱託医療機関の住所及び名称 (嘱託した旨の書類を含む。)
	3 出張のみによってその業務に従事する助産師 (助産を行う者に限る。)にあつては、妊婦等の異常に対応する産科又は産婦人科及び小児科を標ぼうする病院又は診療所の住所及び名称
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

改正案

変 更 前	
変 更 後	

備考 管理者については、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

様式第19号～様式第32号 (略)

現行

変 更 前	
変 更 後	

備考 管理者については、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

様式第19号～様式第32号 (略)

改正案

現 行

様式第33号（第1条関係）

様式第33号（第1条関係）

年 月 日					
(宛先) 保健所長					
管理者 住 所 氏 名 電話番号					
<b>診療用放射性同位元素使用器具・</b> 診療用放射性同位元素・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届					
次のとおり、 <b>診療用放射性同位元素使用器具・</b> 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置するので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。					
病 院 診 療 所	名 称				
	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号		
<b>診療用放射性同位元素使用器具・</b> 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する こと	種 類				
	形 状				
	数 量 (ベクレル)				
	最大貯蔵予定数量 (ベクレル)				
	1日最大使用 予定数量 (ベクレル)				
	3月間の最大使用 予定数量 (ベクレル)				
	用 途				
設 置 室 名					
<b>診療用放射性同位元素使用器具・</b> 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師等の氏名及び経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴		
			免許登録番号	登録年月日	
予 定 使 用 開 始 時 期 年 月 日					

年 月 日					
(宛先) 保健所長					
管理者 住 所 氏 名 電話番号					
診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 ・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届					
次のとおり、診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置するので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。					
病 院 診 療 所	名 称				
	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号		
診療用放射 性同位 元素又は 陽電子断 層撮影診 療用放射 性同位元 素に關 すること	種 類				
	形 状				
	数 量 (ベクレル)				
	最大貯蔵予定数量 (ベクレル)				
	1日最大使用 予定数量 (ベクレル)				
	3月間の最大使用 予定数量 (ベクレル)				
	用 途				
設 置 室 名					
診療用放射 性同位 元素又は 陽電子断 層撮影診 療用放射 性同位元 素を使用 する医師 等の氏名 及び経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴		
			免許登録番号	登録年月日	
予 定 使 用 開 始 時 期 年 月 日					

改正案

現行

診療用放射線同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		使用室・ <del>放射線</del> 治療病室 その他 ( )				
	管理室		有 ・ 無				
	使用区画	専用便所	有 ・ 無				
		処置室	有 ・ 無				
		使用器具準備室、準備室、陽電子準備室	有 ・ 無				
		使用器具を用いる診療室、診療室、陽電子診療室	有 ・ 無				
		陽電子待機室	有 ・ 無				
		患者休養室	有 ・ 無				
		陽電子放射断層撮影装置を操作する場所	有 ・ 無				
	放射線治療病室	有 ・ 無					
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他 ( )				
	遮蔽物を設ける場所		天井	壁	床	出入口	開口部
	措置事項						
	遮蔽物	構造					
		材料					
		厚さ					
	汚染場の所おのそ構造の措置	突起物、くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地、隙間	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性、耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
フード、グローブボックス等		有 ( ) ・ 無					
排気設備への連結		有 ・ 無					
準備室に設ける洗浄設備		有 ・ 無					
排水設備への連結		有 ・ 無					
汚染検査に必要な測定器		有 ・ 無					
汚染除去用器材		有 ・ 無					
汚染除去洗浄設備		有 ・ 無					
更衣設備		有 ・ 無					
出入口の数		通常出入口			箇所箇所		
非常口		非			箇所箇所		
標識		有 ・ 無					

診療用放射線同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		使用室・治療病室 その他 ( )				
	管理室		有 ・ 無				
	使用区画	専用便所	有 ・ 無				
		処置室	有 ・ 無				
		準備室、陽電子準備室	有 ・ 無				
		診療室、陽電子診療室	有 ・ 無				
		陽電子待機室	有 ・ 無				
		患者休養室	有 ・ 無				
		陽電子放射断層撮影装置を操作する場所	有 ・ 無				
	治療病室	有 ・ 無					
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他 ( )				
	遮蔽物を設ける場所		天井	壁	床	出入口	開口部
	措置事項						
	遮蔽物	構造					
		材料					
		厚さ					
	汚染場の所おのそ構造の措置	突起物、くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地、隙間	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性、耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
フード、グローブボックス等		有 ( ) ・ 無					
排気設備への連結		有 ・ 無					
準備室に設ける洗浄設備		有 ・ 無					
排水設備への連結		有 ・ 無					
汚染検査に必要な測定器		有 ・ 無					
汚染除去用器材		有 ・ 無					
汚染除去洗浄設備		有 ・ 無					
更衣設備		有 ・ 無					
出入口の数		通常出入口			箇所箇所		
非常口		非			箇所箇所		
標識		有 ・ 無					

改正案

放射線治療病室の防護物の概要	放射線治療病室の防護物の概要	遮蔽物を設ける場所		天井	壁	床	出入口	開口部
		措置事項						
		遮蔽物	構造					
			材料					
	厚さ							
	汚染のおそれのある場所の構造措置	突起物、くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		目地、隙間	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		平滑施工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		耐腐食性、耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	放射線治療病室の防護物の概要	出入口の数			通常出入口	非常口	箇所	箇所
排水設備への連結			有・無					
汚染検査に必要な測定器			有・無					
汚染除去用器材			有・無					
汚染除去洗浄設備			有・無					
更衣設備			有・無					
放射線治療病室の標識			有・無					
貯蔵方法			貯蔵室・貯蔵箱					
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵室又は貯蔵箱の場所			別添図面のとおり				
	貯蔵施設の構造			鉄筋コンクリート・金庫その他( )				
	貯蔵施設の遮蔽材料							
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数		通常出入口	非常口	箇所	箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸		有・無				
		閉鎖設備		鍵・その他( )				
	貯蔵箱の閉鎖設備			鍵・その他( )				
	貯蔵容器の構造等	遮蔽材料						
		空気汚染防止措置			有・無			
		液体のこぼれ防止措置			有・無			
浸透防止措置			有・無					

現行

治療病室の放射線障害の防護物の概要	建築物の構造		耐火構造・不燃材料	
	治療病室の放射線障害の防護物の概要	遮蔽物を設ける場所		遮蔽物
		天井		井
		床		
		周囲の画壁等	(東)	
	(西)			
	(南)			
	(北)			
	出入口の扉			
	その他の開口部			
出入口の数		通常出入口	箇所	
非常口		箇所	箇所	
治療病室の標識		有・無		
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵方法		貯蔵室・貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり	
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫その他( )	
	貯蔵施設の遮蔽材料			
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数		通常出入口
		非常口		箇所
		特定防火設備に該当する防火戸		有・無
	閉鎖設備		鍵・その他( )	
	貯蔵箱の閉鎖設備		鍵・その他( )	
	貯蔵容器の構造等	遮蔽材料		
空気汚染防止措置		有・無		
液体のこぼれ防止措置		有・無		
浸透防止措置		有・無		
受皿、吸収材		有・無		

改正案

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵物の種類及び数量の表示	有	・	無		
	標識	有	・	無		
	<u>受皿、吸収材</u>	<u>有</u>	<u>・</u>	<u>無</u>		
貯蔵室の標識	有	・	無			
運搬容器的放射線障害の防止に関する構造設備の概要	<u>遮蔽材料</u>					
	<u>空気汚染防止措置</u>	有	・	無		
	液体のこぼれ防止措置	有	・	無		
	<u>浸透防止措置</u>	有	・	無		
	運搬物の種類及び数量の表示	有	・	無		
廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	標識	有	・	無		
	排水設備	構造、容量、槽数	地上式・その他( ) 貯留槽 m <sup>2</sup> × 槽 希釈槽 m <sup>3</sup> × 槽			
		<u>排水監視設備等</u>	有	・	無	
		浸水、浸透及び腐食防止措置	有	・	無	
		<u>排液採取設備等</u>	有	・	無	
		<u>蓋又は柵等の立入制限措置</u>	<u>有</u>	<u>・</u>	<u>無</u>	
	排気設備	標識	有	・	無	
		排風機の能力及び基数	m <sup>3</sup> /時×	基		
		<u>排気監視設備等</u>	有	・	無	
		気体漏れ及び腐食防止措置	有	・	無	
		自動ダンパー装置等	有	・	無	
	焼却設備	標識	有	・	無	
		焼却炉	気体漏れ防止等	有	・	無
			排気設備への連結	有	・	無
			廃棄作業室への連結	有	・	無
		廃棄作業室の措置	突起物、くぼみ	有	・	無
			目地、隙間	有	・	無
			平滑施工をした表面仕上	有	・	無
			耐腐食性、耐浸透性	有	・	無
			<u>フード、グローブボックス等</u>	<u>有( )</u>	<u>・</u>	<u>無</u>
排気設備への連結			<u>有</u>	<u>・</u>	<u>無</u>	
標識	有		・	無		
汚染検査室	最も適した場所に設置	有	・	無		
	突起物、くぼみ	有	・	無		
	目地、隙間	有	・	無		
	平滑施工をした表面仕上	有	・	無		
	耐腐食性、耐浸透性	有	・	無		

現行

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵物の種類及び数量の表示	有	・	無		
	標識	有	・	無		
	貯蔵室の標識	有	・	無		
運搬容器的放射線障害の防止に関する構造設備の概要	<u>気体汚染発生防止措置</u>	有	・	無		
	液体のこぼれ及び浸透防止措置	有	・	無		
	<u>受皿、吸収材</u>	有	・	無		
	運搬物の種類及び数量の表示	有	・	無		
	標識	有	・	無		
廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	排水設備	構造、容量、槽数	地上式・その他( ) 貯留槽 m <sup>2</sup> × 槽 希釈槽 m <sup>2</sup> × 槽			
		排水監視設備	有	・	無	
		浸水、浸透及び腐食防止措置	有	・	無	
		排液採取設備	有	・	無	
		標識	有	・	無	
	排気設備	排風機の能力及び基数	m <sup>3</sup> /時×	基		
		排気監視設備	有	・	無	
		気体漏れ、浸透及び腐食防止措置	有	・	無	
		自動ダンパー装置等	有	・	無	
		標識	有	・	無	
	焼却設備	焼却炉	気体漏れ防止等	有	・	無
			排気設備に連結	有	・	無
			廃棄作業室に連結	有	・	無
		廃棄作業室の措置	突起物、くぼみ	有	・	無
			目地、隙間	有	・	無
			平滑施工をした表面仕上	有	・	無
			耐腐食性、耐浸透性	有	・	無
			フード、グローブボックス等の排気設備に連結	有	・	無
			標識	有	・	無
			最も適した場所に設置	有	・	無
汚染検査室	突起物、くぼみ	有	・	無		
	目地、隙間	有	・	無		
	平滑施工をした表面仕上	有	・	無		
	耐腐食性、耐浸透性	有	・	無		

改正案

廃棄施設 の放射線 障害の防 止に関する 構造設 備の概要	焼 却 設 備	汚 染 検 査 室	洗 浄 設 備、更 衣 設 備	有	・	無
			汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器	有	・	無
			汚 染 除 去 用 器 材	有	・	無
			<u>排 水 設 備 へ の 連 結</u>	<u>有</u>	<u>・</u>	<u>無</u>
			標 識	有	・	無
	保 管	保 管 廃 棄 設 備	外 部 と 区 画 さ れ た 構 造	有	・	無
			閉 鎖 設 備	有	・	無
			耐 火 構 造 の 措 置	有	・	無
			空 気 汚 染 防 止 措 置	有	・	無
			<u>液 体 の こ ぼ れ 防 止 措 置</u>	有	・	無
設 備	保 管 廃 棄 設 備	<u>浸 透 防 止 措 置</u>	<u>有</u>	<u>・</u>	<u>無</u>	
		標 識	有	・	無	
		<u>標 識</u>	<u>有</u>	<u>・</u>	<u>無</u>	
		放射線障害に必要な注意事項の揭示	患者用 職員用	有 有	・ ・	無 無
		面壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/ 週以下となる措置		有	・	無
使用室、 貯蔵施 設、廃棄 施設及び 放射線治 療病室の 放射線障 害の防止 に関する 予防措置 の概要	管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所	別添図面のとおり			
		境界における実効線量が1.3ミリシーベ ルト/3月以下となる措置	有	・	無	
		空気中の放射性同位元素の濃度が医療法 施行規則別表第3又は別表第4に定める 濃度限度の1/10以下となる措置	有	・	無	
		放射性同位元素によって汚染される物の 表面密度が医療法施行規則別表第5に定 める表面密度の1/10以下となる措置	有	・	無	
		立 入 制 限 措 置	扉・他 ( )			
		標 識	有	・	無	
		敷地内居住区域及び境界における実効線 量が250マイクロシーベルト/3月以下 となる措置	有	・	無	
		入院患者（診療により被ばくする放射線 を除く。）の実効線量が1.3ミリシーベ ルト/3月以下となる措置	有	・	無	
		取 扱 者 被 ば く 防 止 用 取 扱 器 具	遮蔽用器具・ その他 ( )			
		取 扱 者 被 ば く 測 定 用 器 具				

- (注) 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した**診療用放射性同位元素使用器具使用施設**、診療用放射線同位元素使用施設又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設及び廃棄施設）及び**放射線**治療病室の平面図及び側面図を添付すること。  
 2 使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び**放射線**治療病室図は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の面壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上材料を記入した50分の1の縮図とすること。  
 3 遮蔽計算書を添付すること。  
 4 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。  
 5 注意事項、管理区域の標識等の位置を記入すること。  
 6 使用室等面壁外側の放射線量測定報告書を添付すること。

現 行

廃棄施設 の放射線 障害の防 止に関する 構造設 備の概要	焼 却 設 備	汚 染 検 査 室	洗 浄 設 備、更 衣 設 備	有	・	無
			汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器	有	・	無
			汚 染 除 去 用 器 材	有	・	無
			標 識	有	・	無
			外 部 と 区 画 さ れ た 構 造	有	・	無
	保 管 廃 棄 設 備	保 管 廃 棄 設 備	閉 鎖 設 備	有	・	無
			耐 火 構 造 の 措 置	有	・	無
			空 気 汚 染 防 止 措 置	有	・	無
			<u>漏 水、浸 透 及 び 腐 食</u> 防 止 措 置	有	・	無
			標 識	有	・	無
使用室、 貯蔵施 設、廃棄 施設及び 治療病室 の放射線 障害の防 止に関する 予防措 置の概要	管 理 区 域	放射線障害に必要な注意事項の揭示	患者用 職員用	有 有	・ ・	無 無
		面壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/ 週以下となる措置		有	・	無
		管 理 区 域 を 設 け る 場 所	別添図面のとおり			
		境界における実効線量が1.3ミリシーベ ルト/3月以下となる措置	有	・	無	
		空気中の放射性同位元素の濃度が医療法 施行規則別表第3又は別表第4に定める 濃度限度の1/10以下となる措置	有	・	無	
		放射性同位元素によって汚染される物の 表面密度が医療法施行規則別表第5に定 める表面密度の1/10以下となる措置	有	・	無	
		立 入 制 限 措 置	扉・他 ( )			
		標 識	有	・	無	
		敷地内居住区域及び境界における実効線 量が250マイクロシーベルト/3月以下 となる措置	有	・	無	
		入院患者（診療により被ばくする放射線 を除く。）の実効線量が1.3ミリシーベ ルト/3月以下となる措置	有	・	無	
そ の 他	取 扱 者 被 ば く 防 止 用 取 扱 器 具	遮蔽用器具・ その他 ( )				
	取 扱 者 被 ば く 測 定 用 器 具					

- (注) 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線同位元素使用施設又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設及び廃棄施設）及び治療病室の平面図及び側面図を添付すること。  
 2 使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び治療病室図は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の面壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上材料を記入した50分の1の縮図とすること。  
 3 遮蔽計算書を添付すること。  
 4 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。  
 5 注意事項、管理区域の標識等の位置を記入すること。  
 6 使用室等面壁外側の放射線量測定報告書を添付すること。

改正案

現 行

様式第34号（第1条関係）

様式第34号（第1条関係）

年 月 日

(宛先)  
保健所長

管理者 住 所  
氏 名  
電話番号

診療用放射性同位元素使用器具・  
診療用放射性同位元素・  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用予定届

次のとおり、医療法第15条第3項の規定により診療用放射性同位元素使用器具・  
診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の翌年における使用  
予定を届け出ます。

病 院 診療所	名 称					
	所 在 地					
		電話番号	ファクシミリ番号			
翌年に使用する <u>診療用放射性同位元素使用器具・</u> 診療 用放射性同位 元素又は陽電 子断層撮影診 療用放射性同 位元素に關す る事項	種 類					
	形 状					
	年間使用数量 (ベクレル)					

年 月 日

(宛先)  
保健所長

管理者 住 所  
氏 名  
電話番号

診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 ・  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用予定届

次のとおり、医療法第15条第3項の規定により診療用放射性同位元素・陽電子断  
層撮影診療用放射性同位元素の翌年における使用予定を届け出ます。

病 院 診療所	名 称					
	所 在 地					
		電話番号	ファクシミリ番号			
翌年に使用 する診療用放 射性同位元 素又は陽電 子断層撮影 診療用放射 性同位元素 に關する事 項	種 類					
	形 状					
	年間使用数量 (ベクレル)					

改正案

現行

様式第35号・第36号(略)  
 様式第37号(第1条関係)

様式第35号・第36号(略)  
 様式第37号(第1条関係)

年 月 日	
(宛先) 保健所長	
管理者 住 所 氏 名 電話番号	
<u>診療用放射性同位元素使用器具・</u> 診療用放射性同位元素・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措置届	
次のとおり、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。	
病 院	名 称
診療所	所 在 地
	電話番号 <span style="color: red;">ファクシミリ</span> 番号
<u>診療用放射性同位元素使用器具、</u> 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止年月日	年 月 日
<u>診療用放射性同位元素使用器具、</u> 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による汚染除去の概要	
<u>診療用放射性同位元素使用器具、</u> 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	

年 月 日	
(宛先) 保健所長	
管理者 住 所 氏 名 電話番号	
診療用放射性同位元素・ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措置届	
次のとおり、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。	
病 院	名 称
診療所	所 在 地
	電話番号 <span style="color: gray;">ファクシミリ</span> 番号
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止年月日	年 月 日
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による汚染除去の概要	
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	

改正案	現 行
様式第 3 8 号～様式第 4 9 号 (略)	様式第 3 8 号～様式第 4 9 号 (略)